

上毛町農業委員会4月期定例総会議事録

1. 日 時 令和8年4月10日（金） 午前9時00分

2. 場 所 上毛町役場 第一会議室

3. 出席委員及び欠席委員

出席委員 19名

欠席委員 3名

●出席委員の氏名

農業委員			農地利用最適化推進委員		
1番	古 原 修	○	15番	水 嶋 久 夫	○
2番	小林 博一	○	16番	矢 岡 洋	○
3番	河津 圭一	○	17番	前田辰次郎	○
4番	別府 義一	○	18番	八ツ繁秀也	欠
5番	熊谷由美子	○	19番	磯田 三好	○
6番	坪根 和男	○	20番	谷上 重行	○
7番	久保 博文	欠	21番	松 川 清	○
8番	宮秋 伸一	○	22番	山本 直子	○
9番	福田 政典	○			
10番	中森 博通	○			
11番	常慶 崇裕	欠			
12番	久元ますみ	○			
13番	越原 幸治	○			
14番	宮本 健一	○			

●事務局

事務局長 野 添 雄 二 ×
有 野 宏 ○
高 橋 秀 典 ×

4.議 案

議案第12号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定による
農用地利用集積等促進計画の決定について

議案第13号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定による
農用地利用集積等促進計画の決定について

議案第14号 農地法第3条の規定による許可申請に対する処分の決定について

議案第15号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について

議案第16号 令和8年度最適化活動の目標の設定等(案)について

5.その他 ・年間予定表について
・活動記録簿の提出について
・次回日程 5月11日(月)

会議の経過

令和8年4月10日(金)午前9時00分開会

議長 みなさんおはようございます。

本日は、農業委員会 4月期定例総会を開催いたしましたところ、委員のみなさまにおかれましては何かとご多用の中、ご出席くださいまして誠にありがとうございます。

議事に入る前に職員の異動がありましたので、その報告を事務局長からお願いいたします。

事務局 みなさんおはようございます。事務局長は所用のため欠席させていただいておりますので、わたし有野の方からご挨拶させていただきます。4月から農地係長になりました有野です。どうぞよろしくお願いいたします。新しく農地係に配属になりました、後藤君です。

後藤 新しく産業振興課農地係に配属されました、後藤です。よろしくお願いします。

事務局 今日は助っ人で向本君に来ていただいておりますのでよろしくお願いいたします。後藤の方は退席させていただきますのですみません。

議長 それでは議事に入ります。本日は、久保委員、八ツ繁委員、常慶委員から欠席の連絡がありました。上毛町農業委員会会議規則第6条の規定により定足数に達しておりますので、只今より4月期定例総会を開催いたします。議事録署名委員を指名いたします。議席2番小林委員、議席3番河津委員を指名いたします。よろしくお願いします。それでは議案の審議に入ります。

議案第12号農地中間管理機構の推進による法律第18条の規定による農用地利用集積計画等推進計画の決定についてを議題といたします。事務局説明をお願いします。

事務局 それではレジメを1枚めくっていただきまして1ページ目をご覧ください。

議案第12号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定による農用地利用集積等促進計画の決定についてでございます。農地中間管理事業による利用権の設定でございます。今期分については賃貸借権152件、使用貸借権33件でございます。

賃貸借分ですが、期間は表のとおりとなっております。

対象作物は水稻等でありまして、面積は田が598,033㎡で、畑が7,593㎡です。

筆数は353筆で、貸し手192名、借り手113名となっております。

賃借料でございますが、現金で反当1,000円から45,450円です。

次のページに、2ページから20ページまで農地中間管理事業各筆明細一覧表をお付けしております。それから、21ページに農業委員会意見書を付けております。

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号等の各要件を満たしていると考えます。これで説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりました。
質疑に入ります。何かご意見ご質問はありませんでしょうか。

(質疑なし)

ないようですので採決に入りたいと思います。本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

(委員挙手)

ありがとうございます。

全会一致により、議案第12号については原案のとおり可決決定されました。

議 長 つづきまして、議案第13号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定による農用地利用集積等促進計画の決定についてを議題とします。
事務局説明をお願いします。

事務局 資料の22ページをお願いします。

議案第13号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定による農用地利用集積等促進計画の決定についてでございます。特例事業農地売買等事業を活用した所有権移転でございます。所有権を移転する農地は、原井1782番1、1782番9の2筆、地目は田で、面積は計806㎡です。所有権を移転する方は、中津市の〇〇さんで、農地中間保有者として福岡県農業振興推進機構を経由し、その後に所有権の移転を受ける方は、原井の〇〇さんです。23ページに所有権の移転を受ける方について、農業委員会の意見書を添付しています。農地中間管理事業の推進に関する法律による要件を満たしていると考えます。

位置図、箇所図は24、25ページのとおりです。申請農地は、原井地内のほ場整備済の田です。これで説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりました。
質疑に入ります。何かご意見ご質問はありませんでしょうか。

(質疑なし)

ないようですので採決に入りたいと思います。本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

(委員挙手)

はい。ありがとうございます。

全会一致により議案第13号については原案のとおり可決決定されました。

議 長 つづきまして、議案第14号 農地法第3条の規定による許可申請に対する処分の決定についてを議題とします。事務局説明をお願いします。

事務局 資料26ページをお願いします。

議案第14号 農地法第3条の規定による許可申請に対する処分の決定についてでございます。契約の種類は売買で、申請農地は大字東下760番1、760番2の2筆、地目は田で、面積は計4,911㎡です。譲渡人は、東上の〇〇さんで、譲受人は、東下の〇〇さんです。譲受人の権利取得後の経営農地面積は、6,567㎡です。

27ページに農地法第3条調査書を添付しています。

同法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。位置図につきましては28ページ、箇所図につきましては29ページとなっております。

申請農地は東下地内の整備田です。これで説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりました。本案件については、再度事務局から説明をお願いします。

事務局 今日欠席されている常慶委員の方からこちらにつきましては要件を満たしていると言う事で問題ないと言う事でご意見聞いております。

議 長 質疑に入ります。何かご意見ご質問はありませんでしょうか。

(質疑なし)

ないようですので採決に入りたいと思います。本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

(委員挙手)

ありがとうございます。

全会一致により、議案第14号については原案のとおり可決決定されました。

議 長 つづきまして、議案第15号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定に

ついてを議題とします。事務局説明をお願いします。

事務局 資料の30ページをお願いします。

議案第15号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について
でございます。申請農地は宇野234番、地目は田で、面積は2,398㎡です。

申請人は、上毛町で、理由としては、住宅用地造成事業地として利用するためです。
一般基準としての転用の確実性につきましては、資金計画書等により確実と思われます。
付近の農地に対する被害の有無については、水利関係者及び隣接農地の承諾を得て
おります。農地の区分は、第1種農地ですが、集落接続に該当し、代替地検討がなされ、
また造成のみを目的としています。実施主体が町であることから、許可可能と判断します。
箇所図につきましては31ページ、位置図につきましては32ページとなっております。
申請農地は、宇野地内の町道沿いの整備田となっております。以上で説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりました。

本案件については、坪根委員が地区担当委員となっておりますがいかがでしょうか。

坪根委員 事務局の説明のとおりです。ご審議の方よろしく願いいたします。

議 長 質疑に入ります。何かご意見ご質問はありませんでしょうか。

宮秋委員 すいません。町が買うという事ですけど、実際造成まで終わったらその後何か計画が
立っているのでしょうか。

事務局 担当課ではないのですが、企画開発課の方で住宅用造成地として利用するという形に
なっております。まだ今から転用の終わり次第、それから実際の計画に入っていくと言う
形となっております。こちらの計画につきましては、現段階でどのように進めていくかは
まだ、企画開発課の方で審議している最中です。許可が下りた後、8月から検討いたし
まして年内で完了と聞いております。

宮秋委員 分かりました。

議 長 他にご質問はありませんでしょうか。よろしいですか。

(質疑なし)

ないようですので採決に入りたいと思います。本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

(委員挙手)

ありがとうございます。

全会一致により議案第15号については、原案のとおり可決決定されました。

議 長 つづきまして、議案第16号 令和8年度最適化活動の目標の設定等(案)についてを議題とします。事務局説明をお願いします。

事務局 資料の33ページをお願いします。

令和8年度最適化活動の目標の設定等(案)についてでございます。

事務局 I 農業委員会の状況ですが、現在の体制につきましては記載のとおりとなっております。
農家・農地等の概要は2020年の農林業センサス、2025年の耕地及び作付面積統計等に基づく数値を記入しています。内容につきましては、後ほどご覧ください。

次に34ページをお願いします。II 最適化活動の目標についてです。

1最適化活動の成果目標ですが、農地集積につきましては、県の農業経営基盤強化促進法における目標が令和10年度までに集積率80%としているため、町の今年度の新規集積面積は28haとしております。

遊休農地解消及び新規参入の促進については、国のガイドラインに沿って目標を設定しております。次に35ページをご覧ください。2最適化活動の活動目標です。これは委員のみなさんが最適化活動を行う日数を、月に10日を目安としております。

これは農業委員会系統組織の統一的な取り組みとして示されているものです。

また、強化月間としまして8月・9月の農地利用状況の確認と相談対応、2月の耕作依頼農地のマッチングをあげています。

また、新規参入相談会への参加活動として時期は未定ですが福岡県新規就農相談会への参加を検討しています。こちらにつきましては事務局と、お手数ではありますが、委員の皆さまのどなたかにお願い致しまして参加をする予定としております。

これで説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりました。

質疑に入ります。何かご意見ご質問はありませんでしょうか。

(質疑なし)

ないようですので採決に入りたいと思います。
本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

(委員挙手)

ありがとうございます。

全会一致により議案第16号については、原案のとおり可決決定されました。

議 長 以上で本日予定していた議案の審議は終わりました。
その他について事務局からお願いします。

事務局 では、その他について説明致します。36ページをお願いします。

今年度の年間の予定であります、毎月の定例総会のほか、9月に農地パトロール、
10月に視察研修、1月の福岡県農業委員会研修大会を予定しております。

それぞれ時期に合わせまして事前に総会にてお諮りいたしますので参加の方よろしく
お願い致します。

最後に活動記録簿の提出についてですが、月10回皆さんにご苦勞おかけしますけれども、最適化活動の実施を目標としていますので今年度も毎月の活動と、記録簿の提出
をお願い致します。事務局からは以上でございます。

議 長 以上で本日予定しておりました議案の審議は修了致しました。
委員の皆さまから何かございませんか。よろしいですか。

(委員質問)

それではこれで4月期定例総会を終了いたします。ありがとうございました。

令和8年4月10日 午前9時30分閉会